

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する事務取扱要領

昭和56年7月10日

埼例規第21号・保

警察本部長

放射性同位元素等の運搬の届出に関する事務取扱要領の制定について（例規通達）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の一部改正により、公安委員会の権限とされた放射性同位元素等の運搬の届出等に関する事務を円滑に処理するため、みだしの要領を別添のとおり制定し、昭和56年7月17日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、放射性同位元素等の運搬に関する届出の受理、指示、報告の徴収、立入検査等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 届出の受理

- 1 生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）は、府令第2条に基づき運搬届出書（府令別記様式第1。以下「届出書」という。）の提出を受けたとき（別記事項変更届出の提出も含む。以下同じ。）は、正確な記載内容を確認の上受理しなければならない。
- 2 前記1の届出書の受理に当たっては、府令第2条第4項の規定により提出された届出書2通のうち届出をした者に交付する1通には、余白に受理番号、受理年月日及び届出を受理した旨を記載して、埼玉県公安委員会公印規程（昭和36年埼玉県公安委員会規程第2号）に規定する4号印を押印するものとする。
- 3 保安課長は、届出書を受理したときは地域部地域総務課長、交通部交通規制課長及び警備部警備課長（以下「関係課長」という。）並びに当該放射性同位元素等の出発地、通過地及び到達地を管轄する警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「関係署長等」という。）に対し、運搬の内容を速やかに通知するものとする。
- 4 前記3の通知を受けた関係課長及び関係署長等は、運搬に支障をきたすおそれのある場合には、その内容及び理由を保安課長あて書面通報するものとする。

なお、急を要するものについては、電話により通報し、追つて書面により行うものとする。

- 5 保安課長は、前記2において受理した届出書を府令第2条第2項の規定により、出発地を管轄する公安委員会（以下「出発地公安委員会」という。）に送付するものとする。
- 6 前記5の場合において、出発地を管轄しているときは、保安課長は、運搬経路を管轄する関係公安委員会から送付された届出書を取りまとめ、届出者に交付するものとする。

第3 指示

- 1 保安課長は、届出書を受理した場合において、法第18条の2第6項及び府令第3条第1項に規定する指示事項がある場合は、当該届出をなした者に対し、放射性同位元素等運搬指示書（府令別記様式第3。以下「指示書」という。）を交付するものとする。
- 2 指示書の交付は、原則として届出書の交付と同時に行うこととする。ただし、関係課長、関係署長等及び関係公安委員会から運搬に支障をきたす旨の通報を得たとき等やむをえない事情により、指示書の交付が遅れる場合には、その都度指示の履行に必要な期間を考慮して行うものとする。
- 3 指示書の交付後、新たな事情により、再交付を行う場合において、後の指示が前の指示と矛盾するときは、前の指示を撤回し、既に交付した指示書を返納させるものとする。
- 4 保安課長は、指示書を交付するときは、交付した届出書に〔指示あり〕と朱書をするものとする。

第4 運搬に関する検査

警察官は、放射性同位元素等によつて汚染された物による放射線障害を防止し、公共の安全を確保するため、特に必要があると認めるときは、法及び府令の定めるところにより、放射性同位元素等を運搬している自動車又は軽車両を停止させて検査し、又は経路の変更その他適当な措置を命じること。

第5 報告徴収

保安課長又は警察署長は、法第42条第1項の報告の徴収を次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 報告の徴収に関しては、書面により行うこと。
- (2) 運搬の状況についての報告は、運搬従事者に対する安全教育、訓練等の安全管理対策、過去の運搬実績、将来の運搬計画等について必要に応じて行わせること。
- (3) 運搬における事故の状況についての報告は、10日以内に行わせること。ただし、これにより難しい場合は、概略を口頭報告させ、後日、報告書を提出させること。
- (4) 前記(3)の報告は、事故の日時、場所、原因、状況、応急措置等について行わせ、特に容器の状況、放射性同位元素等の漏れの程度、放射線の測定結果及び被害程度については、詳細に報告させること。

第6 立入検査

法第43条の2に規定する立入検査は、その定めるところにより、次に掲げるものについて

行うものとする。

- (1) 運搬の車列の編成、積載方法、携帯書類等
- (2) 事業者の講ずる運搬従事者に対する教育及び訓練
- (3) 保護具の管理
- (4) 当該事業所内の道路状況等

2 立入検査を行う警察職員は警察手帳又は身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは相手方に対し、これを呈示しなければならない。

実施日

この要領は、昭和56年7月17日から実施する。

実施日（平成4年8月31日埼例規第55号・務）

この例規通達は、平成4年9月1日から実施する。

実施日（平成6年10月28日埼例規第48号・務）

この例規通達は、平成6年11月1日から実施する。

実施日（平成9年3月31日埼例規第35号・務）

この例規通達は、平成9年4月1日から実施する。

実施日（平成12年3月31日埼例規第35号・務）

この例規通達は、平成12年4月1日から実施する。

実施日（平成13年1月4日埼例規第1号・総）

この例規通達は、平成13年1月6日から実施する。

実施日（平成13年3月26日埼例規第22号・生経）

この例規通達は、平成13年4月1日から実施する。

実施日（平成17年3月29日務第657号）

この例規通達は、平成17年4月1日から実施する。

実施日（平成27年3月31日務第774号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

実施日（令和元年9月9日保安第9789号）

この通達は、令和元年9月9日から実施する。